

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（骨子）案」に対して寄せられた御意見について

平成 29 年 6 月 9 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、193通（計331件）の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省及び国土交通省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
1	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」は建設工事従事者のための法律であって、経営者や建設業団体の代表のための法律ではないことを意味しており、基本計画はこの理念に立って策定することが肝腎である。	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたっては、現場の状況に即したものとするために、現場で働く建設工事従事者の御意見を聴くことも重要であると考えており、学識経験者及び関係業団体の代表に加え、若手技術者・技能者等からも御意見をお伺いしながら策定しております。
2	本案では、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するための即効性のある対策は全く見られず、対策は極めて不十分である。	1	基本計画は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。 基本計画に定める施策の実施に当たっては当該施策が効果的なものとなるようにしてまいります。
3	建設現場の職人の安全を確保するようにしてほしい。	1	基本計画に基づき、建設業における労働災害の防止の徹底に向けてより一層実効性のある取組を推進していきます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
4	事業主の立場からも労働者の立場からも、労働災害をなくすことは、経済的にメリットが出ると思う。	1	同上。
5	建設現場で働く者の災害を完全になくす目標を立ててほしい。	1	同上。
6	建設業の労働災害を早急に減らさないと、この業種で働く人がいなくなると思う。	1	基本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、建設工事従事者の中長期的な担い手の確保を進めてまいります。
7	安全第一に考えた対策を義務化して官民の差をなくしてほしい。 (同旨2件)	3	基本計画においては、建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事において、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるとしています。 基本計画に基づき、官民間わらず、建設業における労働災害の防止の徹底に向けてより一層実効性のある取組を推進していきます。
8	建設職人の処遇改善をお願いする。	1	基本計画では、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るため、 ・法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性ある対策を推進 ・建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため建設キャリアアップシステムの活用を推進 ・適正な工期設定、週休二日の推進

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
			等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における「働き方改革」を推進することとしております。
9	マイスター制度を確立し職人のステータス向上に役立ててほしい。	1	同上。
10	若い世代への引き継ぎのためにも、建設工事従事者の安全及び健康の確保は必要。	1	同上。
11	安全、賃金向上、労働条件の向上（週休2日）は不可欠であり、民間任せではなく国も対処していく必要がある。	1	同上。
12	建設職人の生活向上と未来に希望が持てる建設業界を作っていただきたい。	1	同上。
13	職場環境を改善し（整理整頓、安全性）、建設業の魅力を前面に出し、雇用促進・確保に努める必要がある。	1	同上。
14	「建設業を魅力的な仕事の間」として主張する部分が不明瞭であり、そのように「中長期的な担い手の確保」に結びつけているのかという点の主張が弱い。	1	同上。
15	近年の建築物はととても特異なデザインをされているものが増えており、そのため各職人達もそれ相応の意識や技術がなければ施工できないようなものが増えている。その際、蔑ろにされがちなのが「安全」だが、如何なる場合でも「安全」は損なわれてはならないものだと思う。	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保については、建築物の設計段階から配慮することが重要であると考えており、基本計画に基づき、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進してまいりたいと考えています。
16	スピード感を持った取組をお願いします	1	基本計画について、できる限り早期

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	る。		に策定すべく議論を進めて参りました。今後、業界団体等とも連携しつつ、速やかに基本計画に記載された施策を進めていきます。
17	「はじめに」に官民格差の項目を立て、手すり先行工法の実質義務化について記載すべき。	1	基本計画では、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずるとともに、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講ずることとしています。
18	保護具の交換のため、適正な積算と下請への支払い徹底も盛り込むのが良い。	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要です。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、本基本計画では、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施することとしております。
19	安全衛生経費の「適切かつ明確な積算」のためには、安全衛生経費を本体工事費と区別して独立させるべき。また、安全衛生経費が確実に下請まで支払われるようにするため、発注者・元請間の請負契約で安全衛生経費が確保されるよう法制化すべき。	1	同上。
20	安全健康経費について、具体的な仕	1	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	<p>様が契約書（又は注文書）に明記され、受注者が明確かつ的確な見積もりができるようにするため、仕様書及び見積もりのマニュアルを作成し、発注者及び受注者に了知させる旨を記述されたい。</p>		
21	<p>安全衛生経費の確保等に関し、発注者に対する国の行政指導が必要ではないか。</p> <p style="text-align: center;">（同旨 1 件）</p>	2	同上。
22	<p>現場条件の変更及び自然条件などにより、安全健康経費に関わる仕様の変更が必要となる場合は、相互の協議により速やかに変更を行い、契約額の変更を行うことを契約書に明記させることを指導する旨を記述されたい。</p>	1	同上。
23	<p>安全衛生経費について、チェック機関の特定により、目に見える形で確実に実施することを定めるべき。</p>	1	同上。
24	<p>安全衛生経費を他の経費と区分して内容と金額を明らかにし、これを下請まできちんと支払われるようにすべき。</p> <p style="text-align: center;">（同旨 2 6 件）</p>	27	同上。
25	<p>安全経費は施主が発注時に明記し、施主がチェックできる仕組みを考えてほしい。</p>	1	同上。
26	<p>足場の専門業者が足場の設計・見積もり段階に加わり、工法・使用材料・数量を明確にした上で見積もりができる環境を整備して欲しい。</p>	1	同上。
27	<p>安全衛生経費の別枠計上を法制化してもらいたい。</p>	11	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	(同旨10件)		
28	発注者やゼネコンが安全経費を明確に表示すべき。	1	同上。
29	足場の図面作成費も安全経費として明確に計上してほしい。 (同旨25件)	26	同上。
30	足場計画費を入札段階から盛り込むべき。 (同旨1件)	2	同上。
31	現場の安全点検を法に規定し、その費用を発注者に負担させるように義務化すべき。 (同旨6件)	7	同上。
32	作業を行なう職人の体調面でのケアにも経費を含めて欲しい。	1	同上。
33	見積もりの内訳を作り直せとの圧力があると聞いているところ、下請け業者に結局負担が集まる事にならないようお願いする。	1	同上。
34	末端の業者まである程度の利潤が確保できるシステムの構築が必要。	1	同上。
35	安心できる作業環境を整備するための費用を省くことができない規制が必要である。	1	同上。
36	手すり先行工法に見合った予算の計上をしてほしい。 (同旨3件)	4	同上。
37	安全経費の別枠計上が工事費用の値引きにつながらないように、発注者に対し、注意喚起等を行ってほしい。	1	同上。
38	発注者からの受注金額を引き上げることで事故等は防止でき、職人の人数も増加すると考える。	1	同上。
39	足場メーカー各社が足場からの墜	1	工事費用、仮設足場等の単価について

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	<p>落・転落防止のため、吊り足場に関して、安全に作業できる部材を出しているが、いまだに何十年前の単価を設計単価としており、新しい工法等採用されない。単価の見直しを行い、安全な作業ができる足場工法の採用をお願いする。</p>		<p>ては、工事の実態を踏まえ適切に設定しております。</p>
40	<p>工事費用、仮設足場等の役所単価の引き上げが必要。</p>	1	<p>同上。</p>
41	<p>つり足場の積算基準は昭和 30 年代に策定され、現在の状況とマッチしていない。早急な積算体系の改定をお願いする。</p>	1	<p>同上。</p>
42	<p>自然条件、現場条件などにより工期の延長が必要となる場合は、相互の協議により速やかに工期の延長を行うとともに契約額の変更を行うことを標準契約約款に明記し、契約者に指示する旨を記述されたい。</p>	1	<p>基本計画では、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日などの日数を確保するなど適切な工期設定が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備することとしております。</p>
43	<p>官民ともに十分な準備期間、工期が確保できるよう見直してほしい。</p>	1	<p>同上。</p>
44	<p>現場で労働者と同じように働いている「一人親方」の実態を踏まえた「特段の対応」を検討すること。 (同旨 7 件)</p>	8	<p>一人親方は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事していることから、その安全及び健康の確保について、基本計画に基づき、一人親方が業務中に被災した災害の把握、業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識の習得等の支援、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の促進等を図っていくこととしております。</p>

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
45	<p>労働安全衛生法の保護対象とされていない「一人親方」についても、健康の確保の面でも職業病などの対策をしっかりと取り組むこと。</p> <p>(同旨6件)</p>	7	<p>基本計画においては、一人親方に対する安全衛生教育の支援や元請負人による統括安全衛生管理の徹底を行うこととしています。このような取組の実施により、一人親方の健康確保を推進してまいります。</p>
46	<p>一人親方について、労働安全衛生法上、直接保護の対象とすることを記述すべき。</p>	1	<p>労働安全衛生法上の労働者に当たらない一人親方については、労働安全衛生法上の保護対象とすることはできません。</p> <p>しかしながら、一人親方は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事していることから、基本計画に基づきその安全及び健康の確保に関する施策を推進してまいります。</p>
47	<p>事業主にとって働く人の確保は絶対であり、住所不定の人でも一人親方として使ってしまう。働く以上は、法律の保護が必要。</p>	1	<p>同上。</p>
48	<p>「建設工事従事者の社会的地位向上」のため、労働者と非労働者が混在して作業する建設工事従事者を一元的に適用する法制化が必要。</p>	1	<p>同上。</p>
49	<p>一人親方が工事現場の一員として入る場合には何らかの措置を講ずるべき。</p>	1	<p>一人親方は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事していることから、基本計画に基づきその安全及び健康の確保に関する施策を推進してまいります。</p>
50	<p>元請に使われている一人親方は元請の労働者とみなして労災保険の強制加入の対象とすべきである。</p>	1	<p>労災保険は労働者を対象とした制度ですが、特別加入制度は、労働者にはあたらないものの、業務の実態等から労働者に準じて保護すべき一定</p>

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
			<p>の種類の者に対し、特例として労災保険の適用を認めるものです。</p> <p>したがって、特別加入制度は、特別加入を望む者が、自ら保険料を支払って任意で加入するものであり、労働者ではない一人親方を、労災保険に強制加入させることは困難です。</p>
51	<p>全ての一人親方を労働者として労災保険の適用を受けられるようにすべき。</p> <p>(同旨1件)</p>	2	同上。
52	被災した作業員への補償を確実なものにしてほしい。	1	<p>労働者又は特別加入者が業務上の事由又は通勤によって被災した場合は、所轄の労働基準監督署に請求を行うことで、労災保険から補償を受けることができます。</p> <p>なお、事業主が労災保険の手続きを怠っていた場合でも、要件を満たしていれば、同様に補償を受けることができます。</p>
53	一人親方の特別加入について、適用すべき対象を適切に捉えるよう元請等に徹底すべき。	1	元請事業主等が、実態が労働者であるにも関わらず、一人親方の特別加入を促し、又は強制するようなことがあれば、一人親方ではなく労働者として扱うよう周知・指導を行ってまいります。
54	労災保険に関し、一人親方や下請業者が未加入である状態が続いた場合、罰則の適用は元請業者になるのか、それとも一人親方や下請業者になるのか。	1	<p>労災保険は労働者を対象とした制度であり、労働者以外の者（一人親方や下請事業主を含む。）は、労災保険の強制加入の対象ではありません。</p> <p>ただし、労働者にはあたらないが、業務の実態等から労働者に準じて保護すべき一定の種類の者は、労災保険に特別加入することができます。</p>

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
			<p>しかし、特別加入は任意であるため、特別加入をしていないことによる罰則はございません。</p> <p>一方、下請業者が雇用する労働者は、労災保険の強制加入の対象であり、数次の請負によって行われる建設業の場合、元請事業主、それ以外の場合、下請事業主が、加入手続を行わなければなりません。なお、加入手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に加入手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による加入手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。</p>
55	<p>リスクアセスメントも制度化することが必要。</p>	1	<p>基本計画では、建設業者のリスクアセスメント等の実施の促進を図ることとしています。</p>
56	<p>現場の安全点検を的確で客観的なものとするため、専門家による点検を義務化すべきである。</p> <p>(同旨14件)</p>	15	<p>基本計画では、建設工事の現場における点検等の取組を活発にするため、十分な知識経験を有する者の活用等を促進する旨を記載しました。</p>
57	<p>仮設ゴンドラ足場についての点検を義務化すべき。</p>	1	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
58	<p>建設業界の安全及び健康に関する現状と取組状況について、国民への普及啓発を積極的に行ってほしい。</p>	1	<p>基本計画では、建設工事の現場における安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要であるとしており、これらも踏まえて建設工事の現場における安全衛生対策の推進に努めてまいります。</p>
59	<p>現場の安全や施工性を向上させる新</p>	12	<p>基本計画では、公共工事のみならず</p>

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	しい技術がもっと導入されるようにしてほしい。 (同旨11件)		民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進することとしております。
60	安全対策の費用を削減できる設備が開発されてきており、その普及を推進する施策が必要。	1	同上。
61	安全設備を一層充実させる必要がある。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
62	重労働の省力化や安全に優れた工法は積極的に設計書に反映してほしい。	1	国土交通省の発注工事では、入札公告等で ICT 活用施工を明示することを行っている工事もあります。
63	安全のための装備に予算を確保し、各現場単位で省力機器の導入等、対策を工夫する必要がある。	1	基本計画では、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全工法等の研究開発及び普及を推進することとしております。
64	安全対策について公共工事でも実効性のあった対策は民間工事でも必須化すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
65	各種能力向上教育の受講スパンや能力向上教育の種類について規程化、法令化が必要と考える。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
66	社会保険の未加入問題は未加入者への罰則規定を設けなければ加入は進まない。できる限りの対策が必要ではないかと考える。 (同旨3件)	4	建設業許可・更新時に全ての事業者の社会保険の加入状況を確認し、未加入の事業者に対しては加入するよう指導等を行っております。 基本計画では、引き続き建設業者・建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進することとしております。
67	社会保険へ全員が加入となり、かつ、	1	社会保険等の加入については、労働

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	費用のやりとりが円滑に行われるような仕組みを構築すべきである。		<p>者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきています。</p> <p>一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、本基本計画では、官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者・建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進することとしております。</p>
68	社会保険料への対応のため工事費を削る元請への対応をお願いします。	1	同上。
69	民間工事でも社会保険未加入業者への対策に関する法整備をお願いします。	1	同上。
70	下請けについてもすべての業者が社会保険に加入しなければならないような仕組みとしていただきたい。	1	同上。
71	<p>国交省の工事だけでなく民間工事についても社会保険加入が必要なものとしていただきたい。</p> <p>(同旨 1 件)</p>	2	同上。
72	<p>法定福利費の計上について別枠計上を義務化して頂きたい。</p> <p>(同旨 5 件)</p>	6	同上。
73	法定福利費は預かり機関を設立し、一時預かり機関に預け、申請業者が	1	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	必要書類添付の上預かり機関に請求するべき。		
74	法定福利費の別枠での確保について民間工事でも実効が上がるように具体的対策を望む。	1	同上。
75	法定福利費は契約時に開示することを義務化し、適正に支払われていることを確認する仕組みが必要。	1	同上。
76	法定福利費について元請が関与しないシステムとしてほしい。	1	同上。
77	社会保険の加入指導で「雇用」と「請負」を明確化し、「雇用」には法定福利費を行き渡らせ、「請負」には一人親方等の特別加入労災保険料が別枠で支払われることとすることが必要。	1	同上。
78	個人事業主、法人の確定申告の際、保険加入のわかる証明書の添付を義務付けるべき。	1	同上。
79	週休2日制を希望しているが、現状元請側が望んでいない状況でどのように目指していけばよいのか。	1	基本計画では、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進めることとしております。
80	週休2日の確保等のためには人手が必要であり、本法を契機に建設業をPRする必要がある。	1	同上。
81	建設業界のイメージアップのためには週休2日、賃金水準の向上が不可欠である。	1	同上。
82	詳細な資格区分けにより、個人の能	2	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	<p>力に応じた賃金が支払われるような体制作りを願います。</p> <p>(同旨1件)</p>		
83	<p>週に2日及び祝日は休日としてほしい。</p> <p>(同旨1件)</p>	2	同上。
84	<p>建設業の末端にいる職員まで適正な給料が支払われるような仕組みを作ってほしい。</p>	1	同上。
85	<p>「働き方改革」では建設業などの残業上限規制について5年後を見据えて上限規制を見直すという方向だが、ただちに上限規制を見直すべき。</p>	1	<p>働き方改革実行計画では、建設業に関して、罰則付きの時間外労働の上限規制に係る改正法施行から5年後の適用に向けて、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進することとされています。</p>
86	<p>国土交通省の直轄工事ではハード面では「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」を義務化し、ソフト面では「当該足場の組立作業員以外の十分な知識と経験を有する者によるチェックリストに基づく足場の安全点検」に重点的に取り組んでおり、その結果、国土交通省の直轄工事の現場からは平成16年以来死亡事故はゼロである。墜落死亡災害の多くは民間工事で発生しており、墜落死亡災害に明らかな「官民格差」があることを踏まえ、この解消が急務であることを明記すべきである。</p> <p>(同旨1件)</p>	2	<p>基本計画では、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずるとともに、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講ずることとしています。</p>
87	<p>国土交通省の直轄工事における実績を踏まえ、「実効ある対策」として上述のハード・ソフト両面の墜落防止対策を労働安全衛生規則に規定すべ</p>	1	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	き。		
88	厚生労働省が示す「より安全な処置」等について、若者が安全に安心して働ける環境整備をご指導いただきたい。法の整備をお願いする。	1	同上。
89	墜落・転落災害の防止対策の充実強化では「現行労働安全衛生規則の遵守徹底」や「望ましい措置の普及を一層促進する」では不透明であり、平成 24 年に発出された安全衛生部長通知の「より安全な措置等」を規則化することが、安全及び健康の確保に資するので、これを明記すべき。	1	同上。
90	手すり先行工法を義務化して、安全対策の官民格差をなくしてほしい。 (同旨 4 1 件)	42	同上。
91	公共工事現場では手すり先行工法、二段手すり、幅木があるが、民間工事現場では無いところが多い。すべての現場が一定の基準で工事を行える環境を整えば必然的に事故も減少すると考える。	1	同上。
92	足場に関し、「よりよい安全な足場」について安全衛生部長通達が出されているが、広く普及には行き届かない状況であり、その最大の理由は、絶対基準でなく、罰則もないためである。「先行手すり工法」は足場を使用する作業者の安全確保だけでなく、これまであまり顧みられなかった足場を組立てる作業者の安全を確保するための画期的な工法である。「建設工事従事者の社会的地位向上」は全従事者の安全確保が等しく	1	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
	あってこそ実現されるべきものである。是非とも標準化すべきである。		
93	公共事業では先行手摺据え置き工法を推進しているが、民間工事では使用しなくてもよいのか。	1	同上。
94	手すり先行工法など、できる安全対策をしっかりと行うべき。	1	同上。
95	足場からの墜落災害を防止するため、規則の遵守徹底に加え、通達で示されている安全対策の法制化を望む。	1	同上。
96	「より安全な措置等」など現行法令を上回る法制化について直ちに方向性を示し官民格差を埋めるべき。	1	同上。
97	手すり先行工法を全工事で使用するようにしてほしい。 (同旨2件)	3	同上。
98	手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置を民間工事でも義務化すべき。	1	同上。
99	手すり先行、二段手すり等の墜落防止措置について罰則を課したり取り締まりを行うべき。	1	同上。
100	本足場を組むことが可能な場合における手すり先行工法の義務化を政策目標として明記してほしい。	1	同上。
101	第3者の仮設安全管理者による足場の安全点検について記載すべき。	1	同上。
102	墜落災害の防止に関し、公開の実証実験をすべき。また、教育や研修を現場の実態にあった実証的内容とすべき。 (同旨1件)	2	基本計画では、建設工事の現場における安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要であるとしており、これらも踏まえて建設工事の現場における安全衛生対策の推進に努めてまいりま

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
			す。
103	小規模現場においても、足場組立や解体事業者の安全確保が確実にできるよう、安全ベルト着用などの義務付け、管理責任等を明確化する。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
104	低層住宅用（特に屋根）足場や法面用足場の安全対策の見直しを至急に行い安全設備の義務化をすべきである。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
105	墜落・転落災害についての危機感が不足している。強いメッセージを記載すべき。	1	建設工場の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、労働災害防止対策上の重要な課題であることから、基本計画では、特に墜落・転落災害の防止対策の充実強化について掲げています。
106	落下による死亡災害について、もっと明確に考えてほしい。	1	同上。
107	手すり先行工法に関し、据え置き式のみが使用可能とするべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
108	「充実強化について調査・検討」とは厚生労働省が委託する「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」のことを指すのか。	1	御質問の事業も含めた関連する施策の実績等を踏まえつつ、別途、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行う予定です。
109	平成 27 年の省令改正（墜落災害防止対策）の効果について分析し公表してほしい。	1	墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査・検討を行う中で効果を把握してまいりたいと考えています。
110	足場の下さん、幅木は不要。下さんは落下する可能性が高い部材であり、内側幅木は職人が取り外して放置しており、落下する可能性が高い。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
111	一側足場の定義を明らかにし、狭隘でない場所においては設置を禁止すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
112	2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催に向け、大会組織委員会策定の調達コードのみ安全対策を指摘するのではなく、大会の全ての機関の発注工事に適用させる旨を明確にすること。 (同旨6件)	7	今後の施策の参考とさせていただきます。
113	厚労省が事務局を担う「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」の基本計画には「労働災害ゼロ」を打ち出さず“安全を徹底する”だけの計画になっているが「労働災害ゼロ」を打ち出して徹底すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
114	法第12条をさらに実効性をもたせるために国と県、業者間の連携に加えて労働組合との連携・協議等も付け加えるべき。	1	基本計画では、地域レベルでは、厚生労働省都道府県労働局、国土交通省地方整備局等、都道府県、建設業者団体等による建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制を整備することとしています。
115	基本計画については、法第8条第6項に「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と規定されているが、2年で調査・見直しをし、3年目に変更すべきである。	1	基本計画の策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更することとしております。
116	本計画を「短期(1年)、中期(2～3年)、長期(4から5年)」とし、見直しは随時実施するととともに、短期・中期・長期の計画を臨機応変に見直すことが必要不可欠。	1	同上。
117	取組に係るチェックの機能を盛り込んでいただきたい。	1	同上。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
118	本計画の実施項目について、期限や数値目標の設定等を行ってほしい。	1	同上。
119	安全及び健康の確保に係る資機材等の開発や導入した場合、特別償却、租税特別措置、一定割合の税額控除、無担保・低利での資金融資等の促進支援措置（インセンティブ）を供与する制度の実施を明記すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
120	建設工事従事者の処遇を現状のまま放置しておいて、この法律の目的である「建設業の健全な発展に資する」ことはできない。そこで、民間工事での報酬を引き上げるため、設計労務単価（国土交通省）を民間工事へも適用すべきである。	1	公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格を積算するために設定している単価であり、民間の契約における契約単価や賃金について拘束できるものではありません。基本計画では、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進めることとしております。
121	建設現場では労働安全衛生規則が守られておらず、事故が発生していると伝え聞くところ、本法の成立を受けて、労働基準監督署の検査・指導のあり方を具体的に見直す旨を追加すべき。	1	労働基準監督署の指導等のあり方については、基本計画に記載すべき施策ではないと考えていますが、労働基準監督署による指導が効果的なものとなるよう、今後も努めてまいります。
122	労働安全衛生規則の改正について、3年間程度の計画や行動方針を示せないか。 (同旨1件)	2	労働安全衛生法令の改正の具体的な内容やスケジュールを基本計画に記載することは適当でないと考えています。
123	下請けは単価だけではなく点数制（施工能力・安全姿勢等）を導入して欲しい。	1	基本計画では、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進することとしております。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
124	安全対策を義務化するだけでなく、違反時の罰則も規定してほしい。	1	労働安全衛生法令では安全対策等の最低基準を定めるとともに義務違反の場合の罰則を規定しています。
125	官発注の仕様にて民も発注となるよう法律化を早期に図って戴きたい。	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律は公共のみならず全ての建設工事が対象となっております。
126	設計や計画、図面を作成されている方も対象者に含めて頂きたい。	1	基本計画は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されたものとなっております。
127	元請け業者にとどまらず、施主となる企業への意識付け、徹底をお願いします。	1	建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、国民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要であると考えております。
128	労災隠しをした場合罰則を更に厳しくしてほしい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
129	労働災害に関し、災害度数率で図るのではなくて災害強度率の労働損失日数に照らして建設工事従事者の安全及び健康の確保策を確立すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
130	建設業許可票のない会社は工事をできなくするべき。	1	建設工事の適正な施工を行うため、基本計画では、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図ることとしております。 週休二日の推進等の休日確保、適切

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
			な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進めることとしております。
131	法第1条にあるよう「建設業の健全な発展に資する」のであれば業界団体も提言しているように現在の重層下請制度を1次下請けまでにするとか、雇用形態は日給月給制をなくし直庸にすべき。	1	同上。
132	建設現場の実態調査を行う機関を設立し抜き打ちの調査を全現場行うべき。	1	建設現場の監督指導については、労働基準監督署において行っております。全現場への調査は困難ですが、指導が効果的なものとなるよう、今後も努めてまいります。
133	他国の労働環境に関する取組等の調査等を行い、環境の変化に柔軟に対応してほしい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
134	仮設機器工事業を独立した業種として位置づけるよう建設業法を改正すべき。	1	建設業の業種の分離や新設については、 ・当該業種に対応する技術者資格の設定の考え方 ・関連する業種に係る関係者との調整 等を考慮し、慎重に検討する必要があります。
135	安全な機材を使用することを義務化してほしい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
136	「建設工事の現場における措置の統一的な実施」「建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発」について具体的にどのようなタイミングでどのような教育を実施するのか。	1	基本計画に基づく施策については、今後具体化に向け検討し、実施してまいります。

その他、本件とは関係のない御意見等が19件ありました。